平成２９年（フ）第４５３号
堺市南区三原台３丁40番１―104号
破産者　北林　巻子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４７号
堺市西区鳳中町１丁10番地20　サンシャイン中町102号
破産者　秋山　博信
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７４号
神戸市長田区松野通２丁目４番４―706号
破産者　奥藤　隆司
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６８号
兵庫県西宮市門戸荘８番２―301号
破産者　中村　明夫
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１号
兵庫県丹波市柏原町田路1001番地　アルバプラシードⅡ―202号、開始決定時の住所兵庫県丹波市柏原町田路1027番地　三光マンション１―Ｇ号
破産者　山本　明男（旧姓築山）
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第３３号
兵庫県篠山市桑原７番地３
破産者　古賀　輝男
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２３４号
奈良県葛城市林堂501番地40
破産者　田仲　竹司
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
徳島県徳島市新浜本町１丁目７―10　第一病院内、住民票上の住所徳島県徳島市大原町長尾38番地の６
破産者　中尾　明史
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
北海道北見市春光町４丁目１番13号
破産者　池田　昭義
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
岩手県二戸市石切所字中曽根13番地２　中曽根職員合同公舎３号
破産者　橘　　孝太
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６４号
岩手県二戸市石切所字中曽根13番地２　中曽根職員合同公舎３号
破産者　橘　　未侑
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４号
秋田県横手市八幡字石町289　Ｃ’ｓハウス１号棟（住民票上の住所　秋田県横手市条里１丁目13番16号）
破産者　高橋　幸昌
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４４号
秋田県大仙市四ツ屋字川口96番地１、前住所埼玉県川口市上青木６丁目18番８号　レオパレス　Ｆｕｌｌ　ｂｌｏｏｍ　107号
破産者　髙橋　克壽
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１１８号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山３番地の41県営住宅07棟102号
破産者　佐藤　和彦
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
茨城県行方市沖洲579番地
破産者　石川　　昭
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１６８号
茨城県猿島郡境町1789番地６
破産者　菊地　和代
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１６９号
茨城県猿島郡境町1789番地６
破産者　菊地　直樹
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２２６号
茨城県坂東市岩井4496番地13　第８マツザキ岩井ハイツ101号室、開始決定時の住所茨城県坂東市岩井4496番地８　コーポアラキ102
破産者　林　　誠一
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部